

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）

羽曳野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 狭山池地域（羽曳野市）

（1）現況

本地域は、大阪府のほぼ中央に位置し、狭山池を水源として稲作や野菜の生産が行われているところである。

また、狭山池から北に扇状に広がる本地域は、南は大阪狭山市池尻から北は松原市域のほぼ中央部まで、東は羽曳野市域を北に流下する東除川まで、西は堺市北区百舌鳥地域までを包含する。

都市化の進む大阪地域において、農地の減少著しく、農家の高齢化及び担い手不足、またこれに伴い増加する耕作放棄地や、農業に欠かせない水路の維持管理にかかる労働力不足などの問題は、農家だけでは問題を解消できない状況となっている。

農業振興並びに問題解消を図るためには、農業に興味をもち就農意欲のある都市住民の持続的な農業並びに維持管理業務への参入が必要な状況である。

（2）目標

(1)を踏まえ、本地域では、広域に参加者を募り農業塾を開催し、都市住民に営農技術を伝えると共に農業及び水路維持管理作業への理解を深める。

また塾卒業生の中から単独ないしグループで耕作する者を広く遊休農地予備地に紹介・派遣することで農地と就農意欲者を繋げ、耕作放棄地を予防する。加えて農地での作業や水路維持管理作業について、農家や塾卒業生が指揮を執り、障がい者が一緒に作業することで、障がい者の就労場所確保に貢献できると共に、水路維持管理労力の問題及び農地保全に貢献する。これら活動を通じて、実際に都市住民が末永く地域農業と繋がる、持続可能な農業基盤の構築を図る。

以上により、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 駒ヶ谷地域

（1）現況

本地域は、羽曳野市の東部山麓地域に位置し、大阪都心部から電車で約30分の距離にあり、最寄り駅から徒歩で回遊できるなど、アクセスしやすい地域ながら、農業を基幹産業として、府内最大のぶどう産地を形成している。栽培面積の80%をデラウェアが占めているものの、近年はシャインマスカット等の大粒系品種の面積が増えている。

しかしながら、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地が増加することにより、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進が困難になっていることから、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を行うことが必要である。

（2）目標

(1)を踏まえ、本地域では、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を行うため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	狭山池地域（羽曳野市）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	駒ヶ谷地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合は、あつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。